

令和8年 第6回 ふじみ野市農業委員会総会議事録							
招 集 日 時		令和8年6月25日		開会場所		ふじみ野市役所本庁舎3階 A301会議室	
開会の日時 及び宣告者		開 会	令和8年6月25日 午後1時30分 議長				
		閉 会	令和8年6月25日 午後2時05分 議長				
議 長		久保田 清					
No.	氏 名		出欠	No.	氏 名		出欠
1	原 田 一		出	10	島 田 智 之		出
2	堀 井 和 幸		出	11	横 山 明 仁		出
3	井 上 一 浩		出	12	有 山 茂 幸		出
4	内 田 晃 生		出	13	近 藤 広 巳		出
5	谷 田 峰 男		出	14	久保田 清		出
6	新 井 正 一		出	15	柳 川 嗣 於(最)		出
7	岸 勇		出	16	内 田 輝 美(最)		出
8	志 摩 勇		欠	17	塩 野 弘 明(最)		出
9	嶋 田 宏		出				
出 席 者 数		農 業 委 員 定 数 14名 出 席 者 13名					
		農地利用最適化推進委員 定 数 3名 出 席 者 3名					
議 事 参 与 (説明者)				書 記			
葛籠貫 智 洋							
島 村 雄 大							
菅 井 健 吾							

その他重要と 認める事項	
	上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。 令和8年6月25日 議 長 印 署名委員 印 署名委員 印

		ふじみ野市農業委員会会長は、令和8年6月25日、午後1時30分、ふじみ野市役所第本庁舎3階A301会議室に農業委員会を招集した。
日程第1	議 長	議長は午後1時30分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。
日程第2	議 長	議事録署名委員に15番・16番委員を指名する。
日程第3	議 長	日程第3、報告第12号、農地法第4条第1項第7号による農地転用届に関する件、1件を報告します。
日程第4	事 務 局	事務局に報告書の朗読を求めます。
	議 長	報告書朗読。
	全 委 員	質疑はありますか。
	議 長	なし。
	議 長	報告案件ですので、報告第12号について終了します。
	議 長	日程第4、報告第13号、農地法第5条第1項第6号による農地転用届に関する件、6件を報告します。
	議 長	事務局に報告書の朗読を求めます。
	事 務 局	報告書朗読。
	議 長	質疑はありますか。
	全 委 員	なし。
日程第5	議 長	報告案件ですので、報告第13号について終了します。
	議 長	日程第5、議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を議題とします。
	議 長	この案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。
	事 務 局	議案書朗読、説明。
		農地を農地として売買、貸借等を行う場合には農地法第3条の規定に基づき、農業委員会による許可が必要とされてお

日程第 6		ります。
		受人は本人、父、母、妻、長男の 5 名で営農をしております。農業従事日数は 5 名全て年間 3 0 0 日で、経営面積は 2 0, 4 9 3 m²です。農業用機械としては、トラクター 2 台、耕うん機 3 台、防除機 2 台、マルチャー 2 台、トレンチャー 1 台、農業用トラック 3 台、予冷库 1 台等を所有しております。本申請地は、渡人の母から相続した農地ですが、農業者でないことから、申請地を手放したい意向の相談が事務局にあり、マッチング作業を行ったところ、受人との売買による所有権移転という話がまとまり、本申請に至ったものです。
	議 長	現地調査を行った委員から説明をお願いします。
	12 番委員	6 月 1 7 日に 1 3 番委員と事務局 1 名の 3 名で現地調査を行いました。地番 1 7 5 3 - 1 と地番 1 7 9 9 - 1 のどちらも適切に管理されておりました。特に問題ないと思います。
	議 長	地元委員から説明をお願いします。
	9 番委員	受人は地元では有望な農業者であり、申請農地を取得後も適切に管理できるものと思います。
	議 長	質疑はありますか。
	全 委 員	なし。
	議 長	質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。
	全 委 員	異議なし。
	議 長	異議なし賛成により、原案のとおり許可することに決定します。
	議 長	議案第 1 9 号について終了します。
	議 長	日程第 6、議案第 2 0 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件、2 件を議題とします。

	議 長 事 務 局	1 番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。 本件は、令和 7 年 9 月の総会にて審議した農業振興地域の除外申請案件で、その除外手続完了後の農地転用許可申請となります。事業計画者は、昭和 4 4 年から創業している総合土木業を営んでいる会社です。近年では業績も上がってきており、近年では本社事務所を新築移転しました。以前より使用しております資材置場のみでは非常に狭く、重機及び車両、資材等の置場が足りない状況です。その為、増設を検討しており、市内の市街化区域、市街化調整区域及び農振地域内農用地区域外農地を含め探したところ適地が見付からず、今回の申請地の土地所有者に相談した結果、合意することができました。 申請地は道路を挟んでの敷地拡張になりますが、会社に隣接しているため利便性を含め管理安全上最適地であると考えているとのことです。 農地の区分は、概ね 1 0 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。原則第 1 種農地は不許可となりますが、隣接地の元敷地面積の 5 0 % までを限度に敷地拡張として例外的に許可になることがあります。
	議 長 13 番委員	現地調査を行った委員から説明をお願いします。 6 月 1 7 日に 1 2 番委員と事務局 1 名の 3 名で現地調査を行いました。申請地周辺は水田地域で、稲が植えてありました。すぐ北側が申請者の敷地ということで、問題ないと思います。
	議 長 1 番委員	地元委員から説明をお願いします。 現地は稲作が行われています。申請地の道路を挟んで北側が申請者の会社の敷地になっていますが、重機や車両が敷地いっぱいに並んでいることから、転用は致し方ないと感じていま

		す。近隣の農業者へも挨拶に行っていると伺っています。周辺の農地への影響もないと思います。 質問ですが、元の敷地面積の50%を限度に敷地拡張として許可になることがあるとのことですが、元の敷地面積を教えてください。
	議 長	休憩します。 休憩 午後1時43分 再開 午後1時47分
	議 長	再開します。
	事 務 局	元の敷地面積は1,649㎡で、今回の申請地の面積は745㎡です。元の敷地面積の50%を超える申請ではございません。
	議 長	何か質疑はありますか。
	全 議 員	なし。
	議 長	質疑等がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。
	全 委 員	異議なし。
	議 長	1番の案件につきまして、承認することに決定して、原案のとおり県知事に進達します。
	議 長	次に2番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。
	事 務 局	申請者は2010年5月に現在地に本社工場を移転し現在に至っております。業務内容は総菜、水産加工食品、野菜漬物などの加工食品や外食産業向けの食品添加物、調味料、調味液の開発、製造販売を行っております。2023年5月に完成した第2工場の稼働率が上がり人手不足のため、社員20名を募集いたしますが、当地域は公共交通のアクセスが不便なため20名が自動車通勤となることが予想されます。この機会に現在

		の土地利用状況を見直し、外来者用駐車場、一般向け工場見学を行うため安全性の確保及び作業効率を図るため駐車場の整備拡張を計画しました。近隣農地以外に交渉しましたが他社と賃貸継続中で願いは叶いませんでした。やむを得ず本申請地所有者に相談したところ合意に至ったものです。 農地の区分は、概ね10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。
議 長		現地調査を行った委員から説明をお願いします。
12 番委員		6月17日に13番委員と事務局1名の3名で現地調査を行いました。適切に管理されており問題ないと思います。
議 長		地元委員から説明をお願いします。
9 番委員		現地は農地として適切に管理されております。転用しても周辺の農地に影響はないものと考えます。
議 長		何か質疑はありますか。
15 番委員		地図の申請地に建物のようなものが建っているように見えますが、現況はどうですか。
事 務 局		現況は、建物はなく農地になっています。
1 番委員		敷地拡張ということですが、申請地は元の敷地面積の50%を限度とする要件は当てはまりますか。
事 務 局		本申請地は第2種農地と判断するため、その要件は該当しません。
議 長		他に何かありますか。
全 委 員		なし。
議 長		質疑等がないようでしたら、2番の案件について承認してもよろしいですか。
全 委 員		異議なし。
議 長		2番の案件につきまして、承認することに決定して、原案のとおり県知事に進達します。

日程第 7	議 長	議案第 2 0 号について終了します。
	議 長	日程第 7、議案第 2 1 号、生産緑地取得の斡旋について、1 件を議題とします。
	事 務 局	この案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。
	事 務 局	議案書朗読、説明。
	事 務 局	生産緑地とは、市街化区域の農地で、公害の防止や良好な都市環境の形成等を目的として、都市計画によって保全される農地のことです。
	事 務 局	買取り申出者である主たる従事者が死亡したため、市に対して、本対象地の買取り申出がありましたが、市が買取りを希望しなかったため、生産緑地法第 1 3 条の規定に基づき市から農業委員会へ斡旋の依頼がありました。
	事 務 局	今後期日までに買取希望がない場合は生産緑地の行為制限の解除となります。各担当の地区の農業者の方に周知をしていただき買取希望者がおりましたら、7 月 2 4 日までに事務局にご連絡をお願いします。
	議 長	質疑はありますか。
	全 委 員	なし。
	議 長	本案件につきましては、買取申出がありましたが、7 月 2 4 日までに事務局へ連絡をお願いします。
	議 長	議案第 2 1 号について終了します。
	議 長	本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これをもちまして、令和 8 年第 6 回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。
	議 長	(終了 午後 2 時 0 5 分)